



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第907号 令和8年1月23日発行

目次

は県例規集掲載

【規則】

番号	表題	担当課名
1	個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則	県民ふれあい課
2	徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会

【公布された条例等のあらまし】

● **個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則**（規則第一号）

- 一 保有個人情報開示請求書等の様式について、住民基本台帳カードの廃止に係る経過措置の終了に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則**（規則第二号）

- 一 授業料及び受講料の減免に係る対象者の範囲を改めることとした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和七年度分の授業料及び受講料から適用することとした。

徳島県規則第一号

個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第十五号及び様式第二十三号中

「個人番号カード又は住民基本台帳
在留カード その他（

カード（住所記載のあるもの） 個人番号カード 在留カード

）」を その他（

）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第三号、様式第十五号及び様式第二十三号に相当する改正前の様式第三号、様式第十五号及び様式第二十三号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第二号

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則（昭和四十二年徳島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、「「受給権者」を「「就学支援金受給権者」に改め、同号ロ中「規定する就学支援金」の下に「（以下「就学支援金」という。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 定時制の課程又は通信制の課程に在学する者のうち、就学支援金が支給されていない者に対し令和七年度分の授業料等に相当する教育費を補助することを目的として臨時に支給される支援金（以下「臨時支援金」という。）の支給を受ける資格の認定を受けた者（以下「臨時支援金受給権者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ やむを得ない理由により、学校での履修の登録をした単位数が知事が別に定める単位数を超える者

ロ 学校を休学したことにより、臨時支援金の支給の停止を受ける者

第五条第二項第一号中「受給権者」を「就学支援金受給権者」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「第二条第二号イ」の下に「又は第三号イ」を、「第二条第二号ロ」の下に「又は第三号ロ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二条第三号の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書に次の書類を添えて、校長を経て知事に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、臨時支援金の支給を受ける資格の認定の申請をしている場合には、当該認定を受けた後遅滞なく、提出しなければならない。

一 臨時支援金受給権者であることを証明する書類の写し

二 臨時支援金の支給の停止を受けていることを証明する書類の写し（第二条第三号ロに該当する者に限る。）

第六条第二項中「第二条第二号ロ」の下に「又は第三号ロ」を加える。

様式第四号の注1中「ついでに、」を「ついでに、」に改め、同注2中「に該当する」を「又は第3号イに該当する」に、「賞罰」を、「賞罰」に、「記入」を、「記入」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の規定は、令和七年度分の授業料及び受講料から適用する。